

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の取扱いについて

公共工事等において、品質の確保を図り適正価格での契約を推進するため、競争入札に付する建設工事及び建設コンサルタント等業務について、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正を行い、下記のように取扱います。※今回改正部分は赤字となっています。

◆令和6年10月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。

最低制限価格制度

(1) 対象案件について

- ・設計金額が3億円未満の競争入札に付する建設工事
- ・競争入札に付する建設コンサルタント等業務(監理業務及び建築物に係る点検業務を除く。)

(2) 算定方法について

(一) の基準割合を算定後、(二) により最低制限価格を算定します。

(一) 基準割合の算定

◎基準割合の算定式

(下表の業種区分に応じ設計金額算出の基礎となった同表の①～④の額の合計額) × 1.1

設 計 金 額

= 基 準 割 合 (※基準割合は小数点以下2位未満を、切り捨てる。)

業 種 区 分		①	②	③	④
建設工事		直接工事費 ×97%	共通仮設費 ×90%	現場管理費 ×90%	一般管理費等 ×68%
建設 コンサル タント等 業務	測量業務	直接測量費 の額	測量調査費 の額	諸経費 ×50%	—
	建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費 の額	特別経費 の額	技術料等経費 ×60%	諸経費 ×60%
	土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費 の額	直接経費 の額	その他原価 ×90%	一般管理費等 ×50%
	地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費 ×90%	解析等調査業務 ×80%	諸経費 ×50%
	補償関係 コンサルタント業務	直接人件費 の額	直接経費 の額	その他原価 ×90%	一般管理費等 ×50%

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

◎基準割合の適用範囲

◆建設工事

$$7.5/10 \leq \text{基準割合} \leq 9.2/10 \text{ (解体工事は } 8.2/10 \text{)}$$

※基準割合の算定結果が、適用範囲の下限值(7.5/10)を下回る場合は 7.5/10 とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は 9.2/10 (解体工事は上限値(8.2/10)を上回る場合は 8.2/10) とします。

◆建設コンサルタント等業務

$$6/10 \leq \text{基準割合} \leq 8.1/10$$

(測量業務は $6/10 \leq \text{基準割合} \leq 8.2/10$ 、
地質調査業務は $2/3 \leq \text{基準割合} \leq 8.5/10$)

※基準割合の算定結果が、適用範囲の下限值(6/10)を下回る場合は 6/10 (地質調査業務は下限値(2/3)を下回る場合は 2/3) とし、上限値(8.1/10)を上回る場合は 8.1/10 (測量業務は上限値(8.2/10)を上回る場合は 8.2/10、地質調査業務は上限値(8.5/10)を上回る場合は 8.5/10) とします。

(二) 最低制限価格の算定

◎最低制限価格の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{基準割合} = \text{最低制限価格}$$

(3) 最低制限価格を下回る入札の取扱い

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

低入札価格調査制度

(1) 対象案件について

- ・設計金額が3億円以上の競争入札に付する建設工事

(2) 算定方法について

(一) の基準割合を算定後、(二) により低入札価格調査基準価格を算定します。

(一) 基準割合の算定

◎基準割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.1}{\text{設計金額}}$$

設 計 金 額

＝ 基準割合 (※基準割合は小数点以下2位未満を、切り捨てる。)

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

◎基準割合の適用範囲

$7.5/10 \leq \text{基準割合} \leq 9.2/10$ (解体工事は $8.2/10$)

※基準割合の算定結果が、適用範囲の下限值($7.5/10$)を下回る場合は $7.5/10$ とし、上限値($9.2/10$)を上回る場合は $9.2/10$ (解体工事は上限値($8.2/10$))を上回る場合は $8.2/10$) とします。

(二) 低入札価格調査基準価格の算定

◎低入札価格調査基準価格の算定式

予定価格 × 基準割合 = 低入札価格調査基準価格

(3) 低入札価格調査基準価格を下回る入札の取扱い

低入札価格基準価格を下回る入札(失格基準を下回る入札を除く。)が行われた場合は、落札者の決定を保留して、最低の入札価格について低入札価格調査(対象工事の契約の内容に適合した履行の可否についての調査)を行った上で落札者を決定します。

失 格 基 準

(1) 失格基準について

低入札価格調査制度の対象案件については、あらかじめ失格基準（基準価格を下回る額で入札が行われた場合において、低入札価格調査を実施することなしに失格とする基準となる額）を設定し、入札価格が失格基準を下回る場合は当該入札を失格とします。また、失格基準を下回る額の入札を行った者は、当該入札案件の再度入札に参加できません。

(2) 算定方法について

(一) の失格基準割合を算定後、(二) により失格基準を算定します。

(一) 失格基準割合の算定

◎失格基準割合の算定式

$$\frac{\{直接工事費 \times 87\% + (\text{共通仮設費} + \text{現場管理費} + \text{一般管理費等}) \times 74\%\} \times 1.1}{\text{設計金額}}$$

設 計 金 額

$$= \text{失格基準割合} \quad (\text{※失格基準割合は小数点以下2位未満を、切り捨てる。})$$

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

(二) 失格基準の算定

◎失格基準の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{失格基準割合} = \text{失格基準}$$